

## 平成29年第4回江差町議会定例会資料

|  |    |    |
|--|----|----|
| 資料1：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第1号関係】                        | …P | 1  |
| 資料2：江差町コミュニティセンター水堀会館設備の補修（ガス管の配管替え・駐車場防犯灯の設置）の概要【議案第2号関係】 | …P | 4  |
| 資料3：江差産ニシン活用促進対策事業の概要【議案第2号関係】                             | …P | 5  |
| 資料4：函館地家裁江差支部庁舎新営等工事に伴う埋蔵文化財出土品整理業務委託の概要【議案第2号関係】          | …P | 6  |
| 資料5：平成29年度国・道への要望等状況一覧(平成29年9月1日～平成29年11月30日)              | …P | 8  |
| 資料6：全国町村長大会決議  | …P | 9  |
| 資料7：全国町村長大会特別決議  | …P | 11 |



## 江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる各の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合にあって当該非常勤職員が当該子に</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u>）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる各の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合にあって当該非常勤職員が当該子について育</p> |

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>                     ついて育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該子が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日）であるときは、当該経過する日）                 </p> <p>                     (3) (略)                 </p> <p>                     （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）                 </p> <p>                     第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、                 </p> <p>                     (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合                 </p> <p>                     (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続                 </p> | <p>                     育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該子が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日）であるときは、当該経過する日）                 </p> <p>                     (3) (略)                 </p> <p>                     (新設)                 </p> |

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4の規定に該当すること</u>。</p> <p>(8) (略)</p> | <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること</p> <p>(8) (略)</p> |

江差町コミュニティセンター水堀会館設備の補修  
(ガス管の配管替え・駐車場防犯灯の設置)

事業費 227千円

《事業概要》

(1) 実習室ガス管の配管替え

(事業費 82千円)

11月1日に実習室内で微量のガス漏れが判明した。既存のガス管は壁内に配管されており補修による対応が困難であるため、屋外からのガス管配管替えを行い、施設利用者の安全性と利便性の維持を図る。



実習室内



実習室外側

(2) 駐車場防犯灯設置 (更新)

(事業費 145千円)

11月5日の強風により駐車場の防犯灯照明部が破損したことから、落下による二次被害の防止策として、照明部と腐食している支柱を撤去した。

施設利用者の安全性と利便性を確保するため、防犯灯を更新する。



破損状況



撤去後

## 江差産ニシン活用促進対策事業の概要

### ＜補助事業＞

事業費：500千円

事業主体：江差観光まちづくり協議会

＜所管課：産業振興課＞

【補正財源構成】 一般財源：500千円

### 事業の必要性

本年2月26日、町内のえびす浜において104年ぶりの群来が確認され、4月には「ニシンの繁栄が息づく町」のストーリーが日本遺産に認定されるなど、江差産ニシンに期待する機運がかつてなく高まっている。

江差の前浜で漁獲されるニシンは、そのほとんどが生鮮で流通しており、ストックされていないことから、江差観光まちづくり協議会が取り組む年間を通して江差町内の飲食店や町のイベント等に供給できる体制を整備したいというニーズに対応できない状況にある。

このため、2～3月に漁獲されたニシンを冷凍保管・管理し、年間を通して原魚を供給する体制を整備することにより、様々な用途への利用が促進され、江差産ニシンの地産地消が図られる。

ニシンの主な漁獲時期は1～3月であることから、この時期に年間を通して利用する江差ニシンを確保できるよう予算措置を講じるものである。

### 事業の概要

#### ■内容

・江差観光まちづくり協議会が江差産ニシンを年間を通して町内の飲食店や町のイベント等に提供できる体制を整備するために必要な経費を補助(ニシン1トン1年間の冷凍保管料・管理手数料)

#### ■実施予定

1月～3月



【江差産ニシン(H29.2)】



【海藻に産み付けられた卵】

(H29.2.26江差町えびす浜)

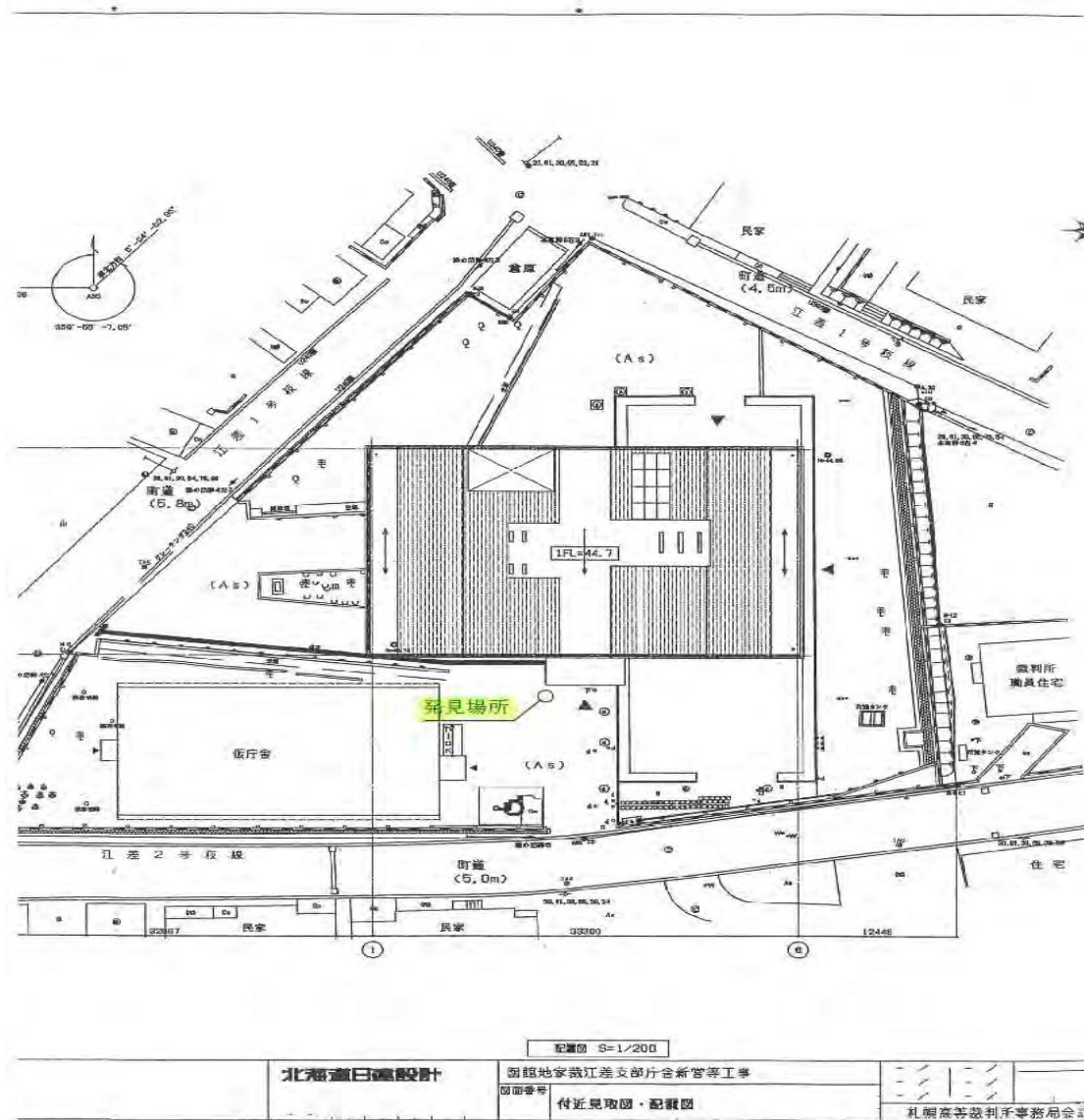


【104年ぶりの群来】

函館地家裁江差支部庁舎新営等工事に伴う埋蔵文化財出土品整理業務委託

- 1 発見年月日 平成 28 年 10 月 6 日
- 2 出土品場所 函館地家裁江差支部（土地所有者：函館地方裁判所）
- 3 出土品 人骨、古銭、陶器
- 4 遺跡の種類 墳墓
- 5 遺跡の時代 近世
- 6 委託発注者 札幌高等裁判所 事務局長 坂田 威一郎
- 7 委託請負者 江差町教育委員会
- 8 事業費 1,031,000円（鑑定委託業務、報告書作成経費）
- 9 委託期間（予定） 平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 3 月 30 日

埋蔵文化財出土品発見場所位置図





遺構写真

【工事着手状況】



【工事中状況】



【遺体と掘り方】



【遺物出土状況】



## 【平成29年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成29年9月1日から平成29年11月30日)

| 要望団体                    | 要 望 内 容   | 要 望 先  | 備 考                              |
|-------------------------|---|--|----------------------------------|
| 主要道道江差・木古内線整備促進期成会      | <p>■主要道道江差・木古内線の整備充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路整備の安定的な財源確保等について</li> <li>○主要道道江差・木古内線の整備促進について</li> </ul>   | 函館建設管理部<br>北海道建設部  | 10月18日～19日<br>(要望書提出)<br>(函館・札幌) |
| 高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会 | <p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道整備における「木古内・江差間」の早期事業化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路予算の総額確保</li> <li>○北斗茂辺地 I C～木古内 I C (仮称) 間の整備促進</li> <li>○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業化と江差町側からの整備着手について</li> </ul>   | 函館開発建設部<br>北海道開発局  | 10月18日～19日<br>(要望書提出)<br>(函館・札幌) |
| 檜山地域振興協議会               | <p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道整備における「木古内・江差間」の早期事業化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要望内容については、上記と同様</li> </ul> <p>(※函館市長が会長を務める道南道路4期成会による中央要望行動と連携)</p> <p>■檜山圏域活性化推進の懸案事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な交通網の確保等</li> <li>・道路予算の総額確保・老朽化対策の推進</li> <li>・冬期交通確保のための除排雪の充実及び予算の確保</li> <li>・高規格幹線道路「函館・江差自動車」の早期着手</li> <li>・地域高規格幹線道路「渡島半島横断道路」</li> <li>・国道227号、国道228号、国道229号、国道277号の整備促進等・道道等整備</li> <li>・地方港湾「江差港」、「奥尻港」、「瀬棚港」の整備促進</li> </ul> | 国会議員<br>財務省<br>財務省主計局<br>国土交通省<br>国土交通省北海道局<br>国土交通省北海道局 | 11月15日<br>(要望書提出)<br>(東京都)       |
| 檜山地域振興協議会               | <p>■檜山圏域活性化推進の懸案事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な交通網の確保等</li> <li>・道路予算の総額確保・老朽化対策の推進</li> <li>・冬期交通確保のための除排雪の充実及び予算の確保</li> <li>・高規格幹線道路「函館・江差自動車」の早期着手</li> <li>・地域高規格幹線道路「渡島半島横断道路」</li> <li>・国道227号、国道228号、国道229号、国道277号の整備促進等・道道等整備</li> <li>・地方港湾「江差港」、「奥尻港」、「瀬棚港」の整備促進</li> </ul>  | 国会議員<br>国土交通省道路局<br>国土交通省港湾局<br>国土交通省北海道局                | 11月28日<br>(要望書提出)<br>(東京都)       |

## 決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

## 記

- 一、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。
- 一、地方分権改革を推進すること。
- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、参議院の合区を早急に解消すること。
- 一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 一、ゴルフ場利用税及び償却資産に係る固定資産税を堅持すること。
- 一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
- 一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、農林漁業者が将来に希望をもてるよう、TPP・日欧EPA対策に万全を期すこと。
- 一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

平成29年11月29日

全国町村長大会

## 全国森林環境税の実現に関する特別決議

森林は、国民共有のかけがえのない財産であり、将来にわたり森林を守り育てていくことは、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、安心して豊かな国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たし、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けるものである。そしてその重要な担い手がまさに山林を多く抱える町村である。

しかしながら、町村の森林の現場においては、森林所有者の特定の困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。森林の現場に近く、所有者に最も身近な存在である町村が、こうした課題に主体的かつ積極的に取り組み、森林・林業施策の推進を通して国民の生活を支える重要な役割を十分に果たしていくためには、何よりも、町村の森林整備等に必要な恒久的で安定的な財源の確保・充実が不可欠である。

この喫緊の課題に対処するため、政府・与党は、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向け、平成30年度税制改正において結論を得ることとしている。

全国森林環境税の創設は、町村の長年の悲願であり、我々は、平成30年度税制改正において確実に全国森林環境税が実現されるよう強く求めるものである。

平成29年11月29日

全国町村長大会